

第3章 自然共生社会の形成

第1節 環境の現状

植物や動物はもとより、それらの生存基盤となる土壌や地形・地質、大気や水など、自然環境を構成する要素を総合的に組み合わせることで本県の自然環境を概観すると、大きく「高山帯・亜高山帯（山岳地域）」、「山地帯（奥山地域）」、「丘陵帯・平野帯（里地里山、田園地域）」及び「海岸帯（沿岸地域）」の4つの地域として認識することができます。

「高山帯・亜高山帯」は、標高がおおむね1,200mを超える山岳地域で、本県では、奥羽山脈に連なる蔵王連峰や船形山、栗駒山などが該当し、優れた自然景観に加え、多くの野生生物が生息・生育していることから、国定公園や県立自然公園に指定されています。

「山地帯」は、標高がおおむね300mから1,200mまでの範囲で、北上山地と阿武隈山地、奥羽山脈の山腹を占め、冷温帯落葉広葉樹林をはじめとする森林に広く覆われており、低標高域では、戦後植栽されたスギやアカマツなどで構成される人工林が広範囲に見られます。

「丘陵帯」は、標高がおおむね300m以下で県土のほぼ中央部を占め、古くから開発の手が加えられ、自然林の伐採跡地に生じたコナラ、クリの

二次林やスギ、アカマツの人工林と農耕地が混在する里地里山の自然景観が広がっており、藩政時代以降、生活の基盤として利用されてきた「平野帯」では、県中部から北部に広がる仙台平野を中心に水田や畑地が広がっています。更に北部には伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼の3つのラムサール条約湿地があります。なお、これら両地域帯では、社会経済活動の進展に伴う道路整備や林地開発、山村の過疎化などにより、在来野生生物の生息環境に変化が生じており、特に、イノシシ、ニホンジカなどの生息域が拡大し、農林業被害が増加する事態も生じています。

「海岸帯」は、海岸線が複雑で断崖の多いリアス式海岸の北部沿岸地域（岩手県境の気仙沼市から石巻市まで）と川や隣接海岸から運ばれた土砂が波や風の働きによって海岸線に沿ってたい積した砂浜海岸の中南部沿岸地域（石巻市から福島県境の山元町まで）に二分されます。なお、気仙沼市から石巻市の牡鹿半島に至る沿岸部は、三陸復興国立公園に指定されています。さらには、平成30年に、南三陸町の志津川湾が県内4番目のラムサール条約湿地に登録されました。

第2節 令和元年度に講じた施策

1 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

(1) 健全な生態系の保全

○ 保護地域制度による保全

自然保護課

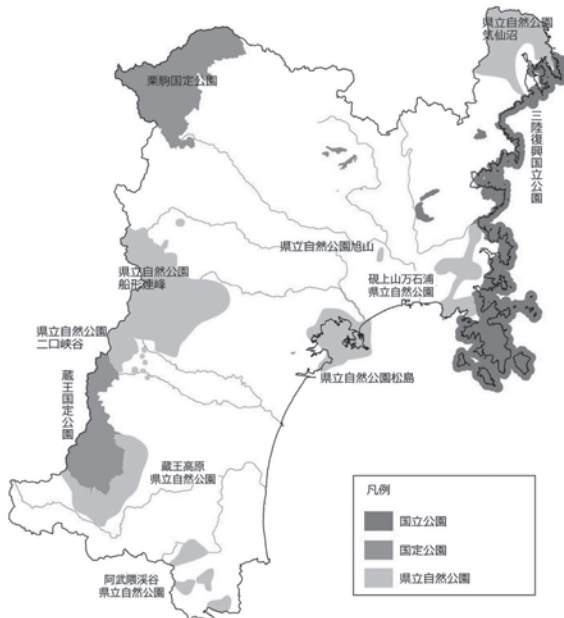
① 自然公園

優れた自然の風景地の保護・利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的に、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づく国立公園（我が国を代表する傑出した自然の風景地）1か所、国定公園（国立公園に準ずる優れた自然の風景地）2か所、「県立自然公園条例」（昭和34年宮城県条例第20号）に基づく県立自然公園（国立・国定公園以外で県内にある優れた自然の風

景地）8か所、計11か所、面積171,201ha（県土面積の約23.5%）を指定しています。

これら地域における優れた自然の風景地を保護するため、地域内での開発行為等について、特別地域内の場合は許可、普通地域内の場合は届出の制度を設けており、令和元年度の許可・届出の総件数は309件です。

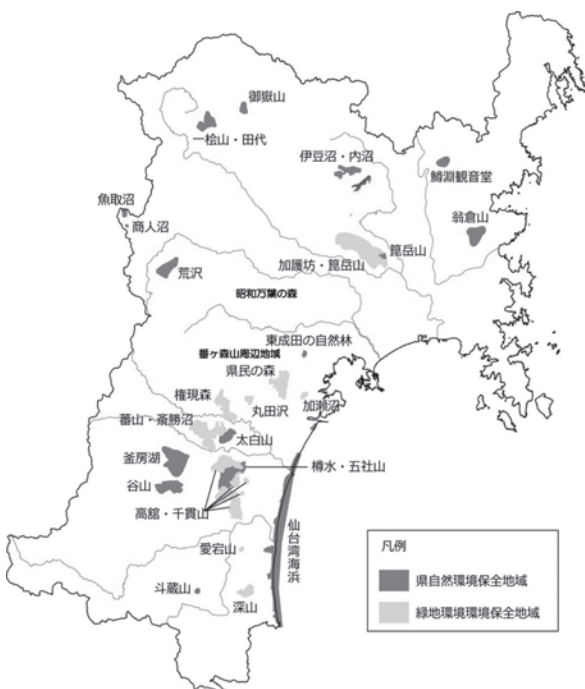
また、貴重な高山植物等を保護するため、特別地域内の一定植物を指定し、その採取等を原則として禁止し、盗掘の防止を図っています。



▲図 3-3-2-1 自然公園位置図

② 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域

優れた自然環境や市街地周辺の緑地を保全するため、自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として16地域8,574.17ha、緑地環境保全地域として11地域10,922.95ha、計27地域19,497.12ha（県土面積の約2.6%）を指定し（図3-3-2-2）、自然公園と同様、地域内において一定の行為を行う場合の許可・届出の制度を設けており、令和元年度の許可・届出の総件数は12件です。



▲図 3-3-2-2 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域位置図

○ 生態系保全対策の推進

① 自然公園

自然保護課

栗駒国立公園の特別保護地区に指定されている世界谷地湿原は、近年、湿原の乾燥化やヨシ・ササの侵入により湿原植生の衰退が進行しています。そのため、世界谷地湿原の保全のためのヨシ・ササの刈取作業を実施しました。

② 森林

森林整備課

森林は、多種多様な動植物や微生物の生育・生息の場となっており、森林生態系として存在することにより、生物多様性が保全されています。生物多様性の保全等の公益的機能が高度に発揮されるよう、多様な森林の整備に向けて、里山林の保全や間伐の実施、針広混交林への誘導等を推進しています。

● 里山林健全化事業

高齢化でカシノナガキクイムシとナラ菌を原因とした「ナラ枯れ」の被害を受けやすくなったナラ林において、被害木を伐倒処理し、更新を促しました。また、マツノマダラカミキリとマツノザイセンチュウを原因とした「松くい虫被害」の伐倒処理木について、林内から搬出し景観向上を図りました。

③ 河川

河川課

河川が本来有している生物の生育・生息・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を目的として、河川工事等の実施に当たっては、「多自然川づくり」を推進しています。

(2) 生態系ネットワークの形成

自然保護課

生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、かつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している状況が望まれます。

そのためには、適切な規模の保護地域を確保しながら、開発行為等を自然環境の保全に配慮したものに誘導するとともに、生物多様性に富む里地里山や水辺などの身近な自然環境の保全・再生を積極的に進めるなど、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成が求められています。

こうしたネットワークの形成に向け、本県は、平成14年3月に「宮城県自然環境共生指針」を策定し、生態系ネットワークの実現を重要課題と位置付けるとともに、関連各種施策を関係行政機関、関係団体及び県民と一体となって推進してきたところであり、また平成18年度には、宮城県自然環境保全基本方針を改定し、生態系ネットワーク形成を施策の基本目標の1つとして明記し、改め

て、「保全地域」「回復地域」とその両者を結ぶ「コリドー（生態的回廊）」から形成される生態系ネットワークの考え方を示しました。

(3) 天然記念物の保全

文化財課

動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物等のうち、学術上価値の高いものについては、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）や「文化財保護条例」（昭和50年条例第49号）に基づき、天然記念物に指定されます。

天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、国指定の天然記念物については文化庁長官、県指定の天然記念物については、県教育委員会の許可が必要になります。

また、市町村指定の天然記念物については、その市町村の条例の規定によります。

▼表 3-3-2-1 宮城県の天然記念物の指定の状況

種別	指定	国	県	市町村	計
動物		7	1	4	12
植物		15	28	206	249
地質鉱物		6	3	5	14
計		28	32	215	275



▲十八鳴浜
（気仙沼市大初平）

▲八景島暖地性植物群
（石巻市雄勝町）

2 生物多様性の保全及び自然環境の再生

(1) 生物多様性保全のための総合的な取組

自然保護課

私たち人間を含めた生物が生息する自然は、森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っており、このような状態を生物多様性と言い、私たちはそこから様々な恵みを受けています。

そのため、豊かな自然を守り育て、自然の恵みを上手に使い、将来に引き継いでいくことを基本方針として、平成27年3月に「宮城県生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全等の取組を実施しています。

令和元年度には、地域戦略策定から5年が経過することから、社会情勢の変化や、取組の進捗状況等を計画に反映させた第一次改訂を行いました。学識者、民間団体、市町村等により構成される、宮城県生物多様性地域戦略推進会議においては、改訂作業とともに、生物多様性の普及・啓発方法等について意見交換を行いました。

また、生物多様性を体感することができる施設を掲載した「みやぎの生物多様性マップ～宮城県の自然とふれあおう～」を配布するとともに、生物多様性について紹介する「生物多様性普及・啓発パネル」を貸し出しています。

さらに、フォーラムを開催し、学識経験者による講演を行ったほか、地域の自然環境の保全活動など、生物多様性の保全の取組を行った各学校を表彰し、普及・啓発に努めました。

(2) 在来野生生物の保護管理・保存

○ 希少野生生物の保護

自然保護課

我が国では、平成3年に「日本の絶滅の恐れのある野生生物－レッドデータブック－（脊椎動物及び無脊椎動物）」が発行され、平成4年には「絶滅の恐れのある種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）が施行されるなど全国レベルにおける数々の施策が展開されてきました。

県は、平成12年度に「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドデータブック－」を作成し、続いて平成20年度から希少野生動植物等の生息・生育状況調査を実施し、平成24年度に東日本大震災前の生息状況を取りまとめた「宮城県レッドリスト」を作成しました。その後、震災後の調査結果を反映した「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK MIYAGI 2016」（いわゆる宮城県レッドデータブック改訂版）及び同普及版を平成28年3月に作成し公表しました。

また、一般県民などからの希少野生生物の保護に関する照会に対して、指導・助言を行い、希少野生生物種の保護と普及啓発に努めています。特に、イヌワシ、クマタカ、オオタカなど、希少猛禽類の保護を図るため、開発行為の事業者等に対して、その保護を要請するとともに、営巣期には工事を行わないなど、事業との調整等を行っているほか、「環境影響生物基礎調査」を実施し、猛禽類の生息状況を報告書に取りまとめ、ホームページで公表しています。

○ 鳥獣保護区等の整備

自然保護課

① 鳥獣保護区

鳥獣の適正な保護繁殖を図るため、県土面積の約19%に当たる140,235ha（92か所）を鳥獣保護区として指定しており、当該区域での狩猟行為を禁止するとともに制札の設置等を実施しています。

② 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区の区域内での鳥獣の保護繁殖を図る上で特に重要な地域について、その生息環境を保全するため一定の行為が制限される特別保護地区として8,807ha（10か所）を指定しています。

③ 狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域

イノシシのみの狩猟捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の狩猟捕獲を禁止する区域として4,296ha（3か所）を指定しています。

④ 休猟区

狩猟を一時的に禁止して、狩猟鳥獣の生息数の自然回復を促進し、狩猟の永続化を図るため必要に応じて休猟区を指定します。

⑤ 特定猟具使用禁止区域（銃）

住宅地周辺など銃猟による危険を未然に防止するため、銃による狩猟を禁止する区域として44,390ha（79か所）を指定しています。

⑥ 指定猟法（鉛製散弾）禁止区域

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、鉛散弾を用いた猟を禁止する区域として18,663ha（74か所）を指定しています。

⑦ 指定猟法（鉛製ライフル弾）禁止区域

鉛製ライフル弾による猛禽類の鉛中毒事故を防止するため、鉛ライフル弾を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域として8,537ha（1か所）を指定しています。

○ 鳥獣保護対策

自然保護課

① 傷病野生鳥獣救護

様々な要因によって傷病を負った野生鳥獣のうち、治療が必要なものについては、県内10か所の動物病院等の協力を得て治療を行い、治療を終えた野生鳥獣のうち早期野生復帰が困難なものについては、県民ボランティアである「アニマルレスキュー隊員」に一時飼養を依頼しています。

また、感染症防止の観点から、全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて野鳥の監視強化を図るとともに、死亡野鳥に対する簡易検査を実施しています。

② 野生鳥獣の保護管理

● ニホンザル

「第四期宮城県ニホンザル管理計画」に基づき、「追い上げ」等諸対策を実施しています。

● ツキノワグマ

「第三期宮城県ツキノワグマ管理計画」に基

づき、計画期間内捕獲頭数の管理を行っています。

● ニホンジカ

「第二期宮城県ニホンジカ管理計画」に基づき、平成23年度から個体数調整を実施しています。

● イノシシ

「第三期宮城県イノシシ管理計画」に基づき、平成23年度から個体数調整を実施しています。

(3) 自然環境の再生

自然保護課

○ 伊豆沼・内沼自然再生

伊豆沼・内沼は、ハクチョウ類やガン類など多くの水鳥の渡来地として、県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区及び国の天然記念物の指定を受け、また、国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されています。

平成20年度に地域住民、専門家、NPO及び関係行政機関等の多様な主体の参加と連携により自然再生を進める「自然再生推進法」（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会が設立され、平成21年度には同協議会において「伊豆沼・内沼自然再生全体構想」が策定、平成22年度には県が「伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画」を策定し、これまで沈水植物の増殖・移植、水生植物の適正管理、水質改善効果検討調査、外来生物駆除等を実施したほか、各種のモニタリング調査を実施してきました。

令和元年度末で第1期の全体構想及び実施計画が終期を迎えることから、これまでの成果及び課題を踏まえ、新たに第2期計画を策定しました。令和2年度から、この計画に基づき自然再生事業を実施していきます。



▲沈水植物（クロモ）植栽の様子

○ 蒲生干潟自然再生

蒲生干潟は、国指定鳥獣保護区特別保護地区及び県自然環境保全地域に指定され、国際的にも重要な野鳥の中継地、繁殖地、越冬地となっています。

平成17年度に、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が設立され、平成18年度には同協議会において「蒲生干潟自然再生全体構想」が策定されました。

また、平成19年度には県が自然再生施設の整備に関する「干潟・砂浜修復事業実施計画」を策定し、以来、協議会の会議で事業の進め方について協議を行うとともに、同実施計画に基づき、自然再生施設である越波防止堤の設置工事、導流堤水門部の堆積物撤去工事等を実施したほか、各種のモニタリング調査を実施してきました。

しかし、平成23年3月の東日本大震災に伴う津波により蒲生干潟が被災したため、平成23年以降は事業を中止しています。

令和元年度は、鳥類の巣作りや採食、休息を守るため、干潟利用者のマナー向上を目的とした注意喚起の標識を設置しました。

○ 金華山島生態系保護保全対策

金華山島は、その全域が三陸復興国立公園の特別保護地区を含む特別地域に指定されており、ブナ・モミ・イヌシデ等が典型的な垂直分布を示す原生的自然林と野生のニホンジカやニホンザルが生息する生態学的にすぐれた地域です。

しかし、ニホンジカがブナ等の稚樹を採食するため、後継樹が育たず、年々草原化が進行しつつあることから、稚樹をニホンジカの採食から守るための防鹿柵を設置しています。この防鹿柵の維持管理を行うとともに、柵内の植生状況の確認を実施しました。



平成23年3月12日撮影

▲▼蒲生干潟の空中写真（国土地理院撮影）



平成24年11月19日撮影

3 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

豊かな自然環境を地域文化とともに次世代に引き継ぐために、多様な主体による協働の取組や自然とのふれあいの推進、環境に配慮した持続可能な農業の取組を推進します。また、生態系ネットワークの形成や生物多様性の保全等に向け、地域の自然環境を保全する活動を効果的に推進するため、行政や県民、民間団体及び専門家等の地域の多様な主体が自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、互いに共有し、緊密な連携による協働を図ります。

(1) 多様な主体の協働による自然保護の取組

自然保護課

○ みどりのクニづくり事業構成施策事業

① 百万本植樹事業

「百万本植樹事業」は、県土緑化の先導的的事业として、緑のネットワークを形成させるもので、令和元年度は、10市町村が管理する公共施設等の22か所において、1,802本の緑化木を配布及び植樹しました。

② 宮城みどりの基金

「宮城みどりの基金」は、県民総参加でみどりを育てる施策として、平成5年に設置されました。

基金の運用益等により、緑化思想の普及・啓発、森林・緑地等の整備などに活用されています。令和元年度末の基金造成額は、112億7041万7千円となっています。

▼表 3-3-2-2 みどりのクニづくり事業構成施策事業

区分	施策名	担当課(室)	事業期間	事業内容
みどりをまもる	みやぎ未来の森林整備事業	環境生活部 自然保護課	H2～	県内の拠点となる森林を整備し、県民の共有の財産として後世に継承する。
	野鳥の森維持管理事業		H6～	野鳥の森等の施設を維持管理して、県民がいつでも自然に触れ合える場を提供する。
	栗駒山自然景観保全修復事業		H5～	自然と景観を保全するとともに自然と人間のかかわりについて考える場を整備する。
	保安林整備事業	水産林政部	H5～	保安林機能の維持増進と潤いのある自然環境の創出を図る。
	県有防災林管理事業	森林整備課	—	海岸沿い等に造成された森林の公益的機能の維持・増進を図る。
みどりをふやす	百万本植樹事業	環境生活部 自然保護課	H5～	家族及び地域の緑化を推進し、快適な生活空間の醸成を図り緑化思想の啓発、人と環境にやさしい県土づくりを促進する。
		土木部 都市計画課	H5～ H20	県の各種公共施設に積極的に植樹を行い、緑の量と質の確保を展開することにより、身近な環境の改善、良好な環境の創造を図る。
	都市公園整備事業	土木部 都市計画課	—	都市環境の改善、県民レクリエーション需要に応える広域公園を整備する。
みどりを育てる	みやぎ森林とのふれあいフェスティバル開催事業	環境生活部 自然保護課	H5～ H18	緑の文化創造のアプローチプラザとしてみどりの関連行事を一本化して緑の大切さをアピールするため開催する。
	宮城みどりの基金造成事業		H5～	緑化運動の展開を通じて基金の造成を図り、みどり資源のもつ環境・文化的資源の価値を高めみどり豊かな県土をつくる。
	自然とのふれあい事業		H11～	自然教室や自然観察会など、広く県民に対して自然とふれあう機会を提供することにより、自然保護思想の普及啓発を図る。

▼表 3-3-2-3 百万本植樹事業実績表

<過年度実績表(平成5年～令和元年)>

事業区分	事業か所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	仙台市 外 849 か所	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	159,431 本
県有公共施設緑化事業	東北歴史博物館 外 114か所	庁舎・諸施設等への植樹	38,521 本
合計	963 か所		197,952 本

※平成23年度は中止

<令和元年度事業実績概要>

事業区分	事業か所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	東松島市外 9市町村	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	1,802 本
合計	22 か所		1,802 本

○ みやぎバットの森

地球温暖化防止など森林が有する多面的機能を持続させ、森林の整備・保全を社会全体で支える県民意識を醸成すべく、県民や企業などの多様な主体と協働して広葉樹の森づくりを推進するため、南三陸町（志津川）の町有林0.05haにおいてバットの原木となるアオダモ等の苗木100本を植栽しました。

○ みやぎの里山林協働再生支援

社会貢献として森林づくり活動を希望する企業に対して、そのフィールドの斡旋を行い、候補林の追加登録や協定の締結等を行っています。

○ 自然公園等の環境保全

栗駒国定公園の世界谷地における植生変化への対応や湿原の乾燥化を抑止するため、進入植物であるヨシ・ササの刈払いを山岳団体等のボランティアとの協働により行ったほか、山岳団体等の会員を山岳環境指導員として委嘱し、一般登山者の山岳環境の適正利用を啓発する山岳環境サポート事業を実施しました。

(2) 自然とのふれあいの推進

○ 森林環境共生育成

自然保護課

専門的な知識を有する指導者の育成確保では、森林を利用した自然体験や自然観察などの野外活動の指導や森林・林業の普及活動に寄与する専門家を育成するため、「森林インストラクター養成講座」を開催し、19人を認定したほか、「みやぎ自然環境サポーター養成講座」を延べ32人を対象に実施しました。

○ みやぎの世界湿地魅力発信事業

自然保護課

平成30年10月に新たに登録された志津川湾を含む4つのラムサール条約湿地（伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、志津川湾）の魅力を発信するため、「みやぎの世界湿地～ラムサール条約登録湿地マップ」の日本語版と紹介用パネルを作成しました。

また、蕪栗沼・周辺水田で越冬するガンの水田利用に関する調査を実施し、その結果を県ホームページで公開しました。



▲みやぎの世界湿地～ラムサール条約登録湿地マップ

○ 自然の家 人と自然の交流事業

生涯学習課

県立3自然の家（蔵王・松島・志津川）では、季節ごとの登山やマリンスポーツ体験、野鳥観察などの自然体験活動を行っています。

参加者が豊かな大自然の中で、体験活動を行うことにより、自然環境保全の重要性について学び、環境と調和して生きていくことの大切さを実感できるよう、事業を展開しています。



▲蔵王自然の家 雪山トレッキングの様子

○ 七ツ森里山環境学習林保全事業

自然保護課

県のほぼ中心部にある七ツ森県有林を「里山環境学習林」として位置付け、県民が身近に里山とふれあい、森林や自然環境を学習する場として、区域内の森林整備を行いました。

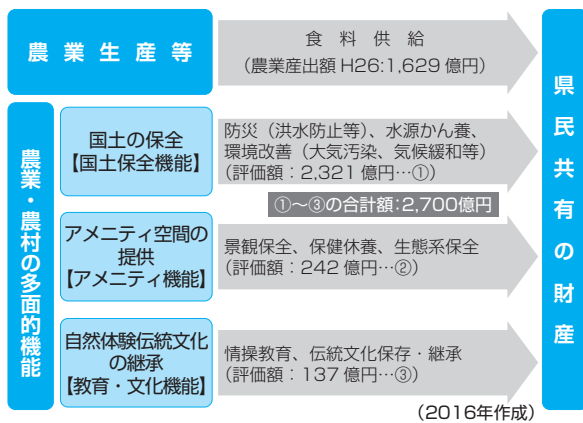
(3) 環境に配慮した農業・漁業への取組

○ 農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進

農山漁村なりわい課

農業・農村は、農業生産のほかに、洪水の防止や美しい田園景観の保持、緑豊かで心安らかな場の提供、さらには環境・情操教育の場や伝統文化の継承等、様々な役割を持っており、それらは、農業・農村の多面的機能と呼ばれています。

平成19年度からは、農地・水・環境保全向上対策（平成26年度から多面的機能支払交付金）を実施し、農地・農業用水等の生産資源や農村が有する自然環境・景観などの環境資源を持続的に保存するために、農業者だけでなく地域住民が一体となった共同活動を支援しています。



▲図 3-3-2-3 農業・農村の多面的機能の概念図



▲児童による生きもの調査の様子

○ 環境にやさしい農業定着促進事業

みやぎ米推進課

適切な農業生産活動は、良好な自然環境を形成するとともに、景観や生物多様性・水環境の保全など自然環境の保全に大きな役割を果たしています。

平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）に基づき、たい肥等による土づくりと化学合成農薬や化学肥料の節減による環境負荷の低減を図る農業者の育成に努めています。

また、県民の環境への関心の高まりに対応し、

平成11年に制定した「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」において、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物を認証するとともに、平成27年3月に改訂した「みやぎの有機農業推進計画」の推進を図り、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組の普及拡大に努めています。

○ 中山間地域の総合対策

農山漁村なりわい課

中山間地域は、過疎化・高齢化に伴う農業の担い手不足や、地理的条件が不利なことから、耕作放棄地の増加、農林業生産活動の停滞、さらに地域活力の停滞が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域の特性を活かした農林業の振興をはじめ、農業生産基盤や生活環境基盤の整備等、定住化に関する施策を推進するとともに、国土保全や水源のかん養など、中山間地域の有する多面的機能の維持を図っています。

▼表 3-3-2-4 中山間地域に対する主な事業の実施状況

事業名	実施地域	内容
中山間地域等直接支払交付金事業	白石市ほか12市町	耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、担い手育成による農業生産活動の維持等
中山間地域総合整備事業	川崎町	ほ場、水路、集落道等の生産・生活環境基盤の整備
みやぎの地域資源保全活用支援事業(基金)	県下中山間地域等	地域住民活動を推進する人材の育成及び農地や土地改良施設が有する多面的機能の維持・保全活動への支援

○ グリーン・ツーリズムによる農山漁村振興

農山漁村なりわい課

農山漁村を訪れ、その自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動を「グリーン・ツーリズム」と呼んでいます。

豊かな自然に触れ、農林漁家民宿・レストランで食を楽しんだり、地元住民と一緒に農作業や郷土料理づくりなどの体験活動をすることで、日常の生活で失いがちな「ゆとり」や「やすらぎ」などを感じることができます。

こうした交流を通じて、農山漁村の住民が、農業や地域の魅力を再認識し、その魅力を一層高めていこうとする活動に取り組むことで、地域に活気が生まれています。

平成29年度からは、第4期みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画（H29～R2）に基づき、インバウンド受け入れの支援、新しい実践者との連携、情報発信の強化等に取り組んでいます。

○ 水辺の生態系の保全

農村振興課

平成13年6月に改正された「土地改良法」（昭和24年法律第195号）においては、事業実施の原則として「環境との調和への配慮」が位置付けられました。

ほ場整備事業等の農業農村整備事業を実施及び予定している地区について、市町村が作成した「田園環境整備マスタープラン」を基本に、事業実施

に係る水生生物及び動植物等への影響に配慮する対策を示す「環境配慮実施方針」を作成し、生物等の生息環境の保全に配慮した事業を展開していきます。

田園環境整備マスタープラン作成市町村：26市町村
環境配慮実施方針作成地区：124地区

○ 漁場環境の監視と漁場がれきの撤去

水産業基盤整備課

沿岸漁業や養殖業の盛んな沿岸域や河川の漁場環境を保全するためには、継続的なモニタリング調査を行い、環境が適切に保たれているか監視する必要があります。

このため、海面では気仙沼湾、志津川湾及び松島湾において、水質や底質、底生生物等のモニタリング調査、また、内水面では鳴瀬川と広瀬川において魚類生息状況調査を行い、漁場環境の推移を監視するとともに、水質汚濁防止に関する指導を実施しています。

また、東日本大震災によって失われた干潟や藻場の再生事業や漁場内に流入したガレキの撤去事業などを実施し、漁場環境の復旧にも努めています。

(4) 自然環境情報の把握と共有

自然保護課

自然環境を適切に保全するためには、まず自然環境の現状を具体的に把握した上で、時間の経過とともに生じる変化をモニタリングし、その原因を究明しながら効果的・効率的な対策を柔軟に講じる必要があります。

また、自然環境の保全・再生の実現に向けた適切な施策の立案や選定に当たっては、高度な専門的知識や技術に基づく、動物や植物、地形、地質などの自然環境要素に関する基礎調査の実施及び自然環境の保全・再生に関する総合的な調査研究体制の確立の推進が必要であり、得られた自然環境に関するデータや知見が、専門家や行政機関のみにとどまることのないよう、それらを広く県民に公開・提供し、自然環境の保全に向けた各主体の取組がより一層促進されるよう努める必要があります。

令和元年度も鳥獣保護行政推進の基礎資料とするため、ガン・カモ・ハクチョウ類及びニホンジカ（牡鹿半島）等の県内野生鳥獣の生息状況を調査しました。

調査結果等は、県のホームページや調査報告書により公開し、情報提供しています。

4 やすらぎや潤いのある生活空間の創造

(1) 公園や水辺空間の整備

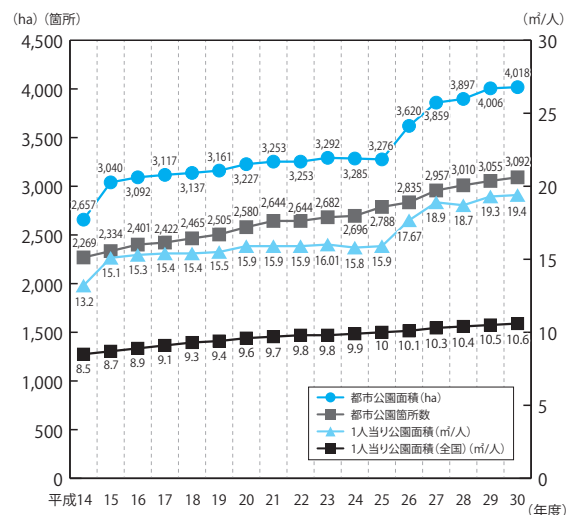
○ 都市公園の整備

都市計画課

ライフスタイルや価値観の変化に伴うニーズの多様化とともに、環境、防災、景観などの側面において緑とオープンスペースが果たす機能の重要性が再認識されており、これらに対応できる都市公園の整備が求められています。このため、次に示す5つの視点から、地域バランスも考慮しつつ公園を配置し、整備を進めています。

また、これらの機能を十分に果たせるよう、適正に公園の管理運営を行います。

- 環境
すぐれた自然環境を構成する緑地の保全・保護
- レクリエーション
日常生活圏及び広域圏におけるレクリエーション・コミュニティ活動空間となる緑地の整備
- 防災
都市災害や自然災害の防止や緩和及び避難地や防災拠点となる緑地等のオープンスペースの整備
- 景観
すぐれた景観資源の保護・保全
- 歴史文化
地域の歴史や文化的資源と結びついた地区の保全



▲図 3-3-2-4 都市公園開設の推移

○ 親水空間の整備

河川課

河川の豊かな自然環境は、多様な動植物の生息・生育及び繁殖環境を支えるとともに、美しい景観を形成しています。人々が河川に近づき自然と親しむことができるよう、環境学習や癒し等の場として、親水空間の整備を推進していきます。

○ 港湾における緑地の整備

港湾課

緑地は、建造物が与える景観的圧迫感を緩和させ、単調な空間に変化を与えることで、港湾で働く人に快適な就労環境を提供するとともに、憩いの場やスポーツなどレクリエーションの場として、広く県民に利用されています。

このように県民に親しまれるウォーターフロントを形成するための主要施設として、緑地の整備を進めています。

▼表 3-3-2-5 港湾内の主な緑地・公園

港名	緑地・公園名	面積	施設概要
仙台塩釜港 (仙台港区)	中央公園 (スリーエム仙台港パーク)	8.6ha	展望台、親水広場、 テニスコート等
	湊浜緑地 (スリーエム湊浜海浜緑地)	6.3ha	階段護岸等
	向洋親水緑地 (向洋海浜公園)	3.2ha	駐車場、展望台等
仙台塩釜港 (塩釜港区)	中の島公園	2.6ha	野球場、テニスコート等
	港地区親水緑地	3.1ha	(造成中)
仙台塩釜港 (石巻港区)	雲雀野東緑地	10.2ha	(整備予定)
	雲雀野西緑地	13.8ha	(造成中)

○ 漁港環境整備

漁港復興推進室

漁港の安全対策及び環境向上に必要な施設を整備するとともに、漁業集落の環境整備を実施することによって、漁港における景観の保持、美化を図り、快適で潤いのある漁港環境を形成します。あわせて、安全性及び作業効率の向上等に資するとともに、防災対策や漁港環境の保全・回復を図ります。

▼表 3-3-2-6 主な漁港環境整備

漁港名	市町村名	施設・公園名	面積	施設概要
気仙沼漁港	気仙沼市	南町公園 ／魚浜公園	1.2ha	広場、休憩施設、 海上遊歩道等
浦の浜漁港	気仙沼市	(未定)	1.2ha	緑地、防災施設、 休憩施設等(整備中)
志津川漁港	南三陸町	サンオーレ袖浜 ／荒島パーク	2.6ha	海水浴場、広場、 園路等
石巻漁港	石巻市	長浜公園 ／魚町公園	3.9ha	休憩施設、運動 広場等
磯崎漁港	松島町	(未定)	1.4ha	緑地、休憩施設、 遊歩道等(整備中)
荒浜漁港	巨理町	荒浜公園	1ha	広場、休憩施設 等

○ 海岸環境整備事業

港湾課

高潮、波浪等の自然災害から国土及び海岸環境、沿岸住民の生命・財産を守るとともに、快適な海浜利用の増進を図るため、海岸保全施設（環境整備施設）の整備を実施しています。緑化や一部を緩傾斜堤などにすることで、自然景観やその他の周辺景観に配慮した施設を整備するなど国土保全との調和を図りながら県民に親しまれる魅力のある海岸環境の形成を進めています。

▼表 3-3-2-7 主な海岸環境整備施設

事業	海岸名	地区	施設概要
港湾	仙台塩釜港塩釜港区海岸	桂島 (前浜)	人工リーフ、 階段護岸、遊歩道
		寒風沢 (前浜)	離岸堤、海浜護岸
	仙台塩釜港仙台港区海岸	湊浜	離岸堤、親水護岸、 遊歩道
	仙台塩釜港松島港区海岸	松島	護岸

○ 道路緑化の推進

道路課

県は、森と海の豊かな自然に恵まれた地域の特性を踏まえ、自然環境・生活環境といった様々な視点から、未来に誇れる強く美しい県土づくりを目標に掲げ、社会資本整備を行っています。

道路緑化については、地域住民と行政が「共に考え、共に創り、共に育む」をモットーに、県土の豊かな緑を活かし、都市と自然が調和した独自性のある道路環境となるよう、地域住民と協働して緑化作業を実施します。

○ アドプト・プログラムによる環境保全活動の支援

アドプト・プログラムは、散乱ごみの増加と清掃費用の増大という課題のあったアメリカ合衆国テキサス州交通局が1985年に発案し、住民に協力を呼びかけた活動に端を発しています。地域の住民等が高速道路の一定区間の面倒をみる（＝清掃・美化する）という道路美化システムであり、「養子縁組をする」意のadopt（アドプト）から命名されています。

この取組は他国へも普及するとともに、活動の場も道路だけでなく、河川や公園等の公共スペースにおいても浸透しています。

県は、道路、河川、都市公園及び港湾等においてアドプト・プログラムを導入しており、サポーターの傷害保険加入、活動区域の表示板設置、ホームページ等各種媒体によるPR活動を支援し、活動意欲の高揚や普及に取り組んでいます。

① みやぎスマイルロード・プログラム

道路課

県管理道路上の道路美化活動に意欲のある個人、団体（環境ボランティアサークル、町内会、商工会等）、学校及び企業等を広く募集し、「スマイルサポーター」として認定し支援するもので、

第3部 持続可能な社会の実現に向けた県の取組

自発的活動を旨としています。

また、活動区域の存する市町村は、ごみ袋の支援やごみの回収・処分など、可能な範囲でスマイルサポーターを支援しています。

令和元年度は、379団体が活動し、昨年度に比べて1団体増加しました。



▲スマイルサポーターによる活動の様子

害保険加入やホームページ等各種媒体による活動のPRを行うなど市町と協力して必要な支援を行っています。令和元年度は40団体が活動しました。



▲スマイルポート活動の様子
(写真提供：日本製紙石巻テクノ株式会社)

② みやぎスマイルリバー・プログラム、みやぎスマイルビーチ・プログラム

河川課

県管理河川・海岸の一定区間において、空き缶やごみの回収、草刈り、清掃などの美化活動等を定期的に行い、良好な環境づくりに積極的に取り組む団体（環境ボランティアグループ、商店街、職場の仲間、企業、NPO等）をスマイルサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な支援を行っています。

令和元年度は、200団体（前年度比1団体減）に活動いただきました。

③ みやぎふれあいパーク・プログラム

都市計画課

県立都市公園の清掃活動や美化活動に意欲のある団体・個人を広く募集し、「ふれあいサポーター」として認定し、定期的に公園内の清掃活動や緑化活動のほか、独自の計画により進められる自主的な活動を支援しています。関係市町には、住民に対する広報誌などでの周知活動やふれあいサポーターへの助言などの協力をお願いしています。

令和元年度は、15団体が活動しました。

また、登録団体が2団体増加しました。

④ みやぎスマイルポート・プログラム

港湾課

県管理港湾・海岸の一定区画において、空き缶やタバコの吸殻などのごみ拾い、草刈り、樹木の剪定などの美化活動等を定期的に行い、良好な環境づくりに積極的に取り組む団体（環境ボランティアグループ、NPO、自治会、企業等）をスマイルサポーターとして認定し、サポーターの傷

(2) 美しい景観の形成

○ 景観行政の推進

都市計画課

美しい景観は、県民共有の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、形成を図っていくことが必要です。

県は、このような理念を掲げた「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」（平成21年条例第44号）に基づき、平成24年3月に、美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するため、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」を策定しました。同方針では、景観づくりの主役を地域の住民と位置付け、市町村が住民等と協働して景観づくりの中心的な役割を担うものとしています。そのため、県は、市町村の景観行政団体への移行を支援するほか、市町村による景観形成への取組の支援や、「景観アドバイザー」の派遣、セミナーの開催など様々な啓発事業の実施により、県民意識の醸成に努めています。

● 景観行政団体

景観法（平成16年法律第110号）に基づく、景観計画の策定等景観行政に取り組む地方自治体

● 県内の景観行政団体

宮城県 仙台市 登米市 松島町 塩竈市
多賀城市 大崎市（移行順）

○ 屋外広告物への規制

都市計画課

屋外広告物は、有益な情報の伝達や街の賑わいを創出するものですが、一方で、無秩序な屋外広告物の氾濫は、街の美観を損ねるものとなります。

県は、「屋外広告物法」（昭和24年法律第189号）及び「屋外広告物条例」（昭和49年条例第16号）に基づき、屋外広告物の表示・設置等に対して、

地域の状況に応じた規制を行うことにより、良好な景観の形成、風致の維持及び屋外広告物による公衆への危害の防止を図っています。

同条例では、屋外広告物の設置を禁止する区域、一定の基準により許可を受けて屋外広告物の設置を認める地域等を定め、許可事務を通じ、屋外広告物の表示・設置に関し、適切な指導・監督を行っています。

また、住民との協働による景観づくりを推進するため、「みやぎ違反広告物除却サポーター制度」を設け、電柱等への違法なはり紙について、ボランティア団体による除却活動を支援しています。

あわせて、屋外広告物制度に関する普及啓発を進め、一般県民や業界団体等における意識の醸成を促し、屋外広告物設置の適正化と良好な景観の形成に努めています。

○ 電線類の地中化

都市計画課・道路課

日本の都市に比べ、欧米の都市の街並みが美しいと思える要因のひとつに、立ち並ぶ電柱と空を横切る電線のないことがあげられます。道路から電柱・電線を無くす無電柱化に対する要望は、歩行空間のバリアフリー化、避難路の確保等、都市防災対策及び良好な住環境の形成等のほか、歴史的な街並みの保全等、美しい景観形成の観点からも強く求められています。現在、県では、国土交通省が定める無電柱化推進計画（平成30～令和2年度）に基づき、まちなかの幹線道路や歴史的街並みを保全すべき地区等、良好な都市景観の形成を目的として電線共同溝事業を推進しています。

また、歩道が狭い、あるいは設置されていない道路のように、電線共同溝等の地中化による無電柱化が困難な箇所においては、裏配線や軒下配線等の整備手法が有効であることから、地中化以外の無電柱化手法も活用して整備を推進しています。